軽油引取税免税証の交付申請&灯油配達割引キャンペーン

軽油引取税免税配(農業用)の変付申請について

- ○免税軽油制度は、平成 27 年 3 月 31 日まで継続となりましたので、農業用機械に使用する軽油の免税証交付申請の事前受付を次のとおり行います。
- ○交付を希望する方は、必要書類を準備の上、該当する受付日に申請して下さい。
- ○お住まいの地域に関わらず受付ますので、ご都合のよい会場にお越し下さい。
- ○原則、下記期間以外は受付を行いませんので、交付を希望する場合は、必ず事前受付をしてください。 【お問い合わせ先】
- ●秋田県総合県税事務所山本支所 住 所:能代市御指南町1-10

TEL: 0185 - 52 - 6201

●秋田県総合県税事務所課税部課税第二課

住 所: 秋田市山王4-1-2 TEL: 018-860-3341

●日程

地 域	申請						
地 埃	日	時	会	場			
	平成 25 年	1月15日伙)				
能代地域	平成 25 年	1月16日休	山本地	也域振興局			
1 化 1 、 地	10:00	$\sim 11:30$	3 階	大会議室			
	13:00	$\sim 15:30$					
二ツ井地域	平成 25 年	1月18日金	能代	市役所			
一ノ升地域 藤 里 町	10:00	$\sim 11:30$	二ツ	井町庁舎			
膝 生 町	13:00	~ 15:30	大 会	議 室			

●必要書類一覧表

区分	免税軽油使用者証	機械の購入証明書	交付申請書	誓約書	秋 田 県 証 紙	免税証交付申請書	耕 作 証 明 書農業委員会が交付する	に 係る 報告書免税軽油引取り等	納品書又は購入証明書	印鑑	未使用の免税証
新規		0	0	0	0	0	0			0	
更新	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
継続	0					0	0	0	0	0	0
書換	0	0				0	0	0		0	0

※前年購入した軽油の納品書又は購入証明書については、各給油所で発行いたします。

☆注意

- ①. 当日は大変込み合うことが予想されますので、必ず申請書に記入してお越しください。原則、記入された方から受付となります。申請書用紙の無い方は、上記お問い合わせ先に連絡してください。
- ②. 使用者証の有効期限が耕作期間中に到来する場合は、更新申請が必要です。
- ③. 秋田県証紙(400円)は交付時に頂きます。
- ④. 共同申請で使用者が加わる場合は<u>新規</u>申請、使用者が脱退等する場合は、<u>書換</u>申請が必要になります。 なお、印鑑と耕作証明書は、全員のものが必要になります。

今年も実施します。灯油配達割引キャンペーン!! ただし、JAクミアイプロパンを利用している人に限ります。 灯油配達価格から 円/1 割引します!

組合員の皆様、またいつもご利用頂いている皆様へ

明けまして、おめでとうございます。

近頃は寒さが日ごと増してきており、体調管理も含め、暖かく過ごすことが大切です。 JA燃料課では灯油の配達も行っており、たくさんの方からご利用頂いております。

ご利用予定の方は、お気軽に各スタンドへお電話下さい!!

お問い合わせは、

能代セルフSS 58-3940 二ツ井給油所 73-5112 藤里給油所 79-1011